



～ 2014年 IFALPA 総会 出席報告（その1）～

69回目となる IFALPA (International Federation of Air Line Pilots' Associations) 総会が、2014 年は 3 月 28 日から 4 月 1 日まで 4 日間、中米パナマの首都パナマシティで開催されました。参加国は 56 カ国 (9 カ国の委任を含む)、参加者は関係者を含め総勢 400 名程度でした。ALPA Japan からは、下記の委員会を代表する 5 名 (ALPA Japan 議長を含む) が参加しました。

AAP (Accident Analysis and Prevention : 事故調査委員会)

ADO (Aircraft Design and Operation : 航空機設計運航委員会)

AGE (Aerodrome Ground Environment : 飛行場環境委員会)

ATS (Air Traffic Services : 航空管制委員会)

HUP (HUman Performance : ヒューマンパフォーマンス、航空生理委員会)

SEC (SECurity : 航空保安委員会)

< The Global Pilot's Symposium : GPS >

航空業界は 1980 年代の米国に端を発する規制緩和の世界的な広がり、また航空マーケットの急拡大に伴い、最近の 10 年あまりで大きくその姿を変えています。具体的には航空会社の乱立と選別、航空会社同士のアライアンス戦略、LCC の台頭、湾岸諸国航空会社の拡大、そして近年では国境を越えた航空会社の設立などを例に挙げることが出来ます。

今回の GPS では、そういった世界航空市場の変化にパイロット団体としてどう対峙していくかといったことを主眼に、「航空ビジネスモデルの変化」「パイロット間の連携強化」等が話し合われました。

GPS はここ数年、IFALPA 総会の前日に開催されており、また GPS の前日は各アライアンスで形成されるパイロットグループ (ASAP : スターアライアンスグループ, OCCC : ワンワールドグループ, SPA : スカイチームグループ) の定期会議が行われています。これは従来の IFALPA における枠組みに留まらず、アライアンスのグループと IFALPA、またグループ同士が情報交換をすることによって世界のパイロットが直面する課題を共有しようというねらいがあります。

< 全体会議 >

4 日の期間中、3 回に渡って行われた全体会議では、過去 1 年間の活動報告、基調講演を含む幾つかのプレゼンテーション、次期体制に向けた選挙などが行われ、総会の最後には IFALPA Statement (声明) が採択されました。

(次頁へ続く)

全体会議で披露されたプレゼンテーションは下記の通りです。

- ・ ICAO (International Civil Aviation Organization、国際民間航空機関)。今年で創立 70 年を迎える ICAO において、20 以上の Working Group / Study Group で取り組んでいる様々なテーマの紹介。
- ・ IATA (International Air Transport Associations、国際航空輸送連合)。開催地パナマを含むラテンアメリカ・カリブ地域は 10 年ほど前の低迷期を脱し、ここ数年における航空市場が順調に拡大を遂げている一方で、IOSA (IATA が主導する運航安全監査) の実施率が向上しないなど、安全文化の取組みが遅れている現状の報告。
- ・ ICAO。安全情報の世界的規模での共有化に向けて、Annex 6、13、19 が改訂される予定となっており、データの蓄積と共有化、またデータ漏洩の保護等に積極的に務めていくことを紹介。
- ・ Airbus。A350 の最新情報 (現在 4 機のテスト機材を利用して様々なデータ収集を実施している現状の紹介と基本スペックや機材の概要説明)、欧州で発生した火山灰の影響による長期運航停止を受けて開発を行っている空中火山灰濃度測定システムの紹介、等。
- ・ Boeing。3 機の 787-9 試験飛行の紹介、B747-8 の最新情報、2017 年にデリバリー開始予定となっている B737MAX の概要説明、Ice Crystal Icing の歴史と現状の解説等。なお、Boeing 機における Ice Crystal Icing が 2013 年は 27 件報告されており、機材は 737、747、757、767、747-8、そして MD-80 で発生している。

最終日には、全体会議で以下の 4 つの声明が採択されました。

- ・ ウルグアイにおける新航空会社の設立支援に関する声明。
- ・ フィジーのパイロットが会社コンピューターへの不正アクセスの罪で 2011 年から勾留されていることに対する声明。
- ・ ドミニカにおいてチャーター機の機内から麻薬搭載の嫌疑で引き返しを強要され、その後勾留されているフランスのパイロットに関する声明。
- ・ 3 月に起きたマレーシア機事故に関連して、航空機が万が一事故に遭遇した際、捜索が適切に実施されるように航空機追尾のシステムを確立させることを表明した声明。

このうち、4 つ目の声明については、後述する Asia/Pacific 地域での会合の中でドラフト案を基に議論が行われました。総会開催中の時点では依然として航空機の行方が確認されていないことから、内容の吟味は慎重に行われるべきであるというコンセンサスの下、パイロットの人権擁護と航空機追尾システムの 2 点について議論されましたが、結果として航空機追尾システムに焦点を絞った内容となりました。

また、声明ではありませんが、総会の中で昨年発生したトルコ航空のヨルダンにおける誘拐事件に関して、Turkish ALPA から IFALPA の協力に対して謝辞を述べる場面がありました。

(その 2 へ続く)